



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国における人民参審員制度改革の理念と現実 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	陳, 穎
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11594号
Issue Date	2014-12-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/57713
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Chen_Ying_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 陳 穎

審査担当者	主 査	教 授	鈴 木 賢
	副 査	教 授	白 取 祐 司
	副 査	教 授	尾 崎 一 郎

中国における人民参審員制度改革の理念と現実

本稿は、中国における市民による司法参加制度である人民参審制度を取り上げ、2005年から始まった改革に至る歴史的経緯、その動因、運用実態、改革の帰結について実態調査を交えて分析するものである。すなわち、人民参審員制度が建国以前から辿ってきた歴史的沿革、改革に向けた論議、改革後の制度運用の実態に迫ろうとする。とりわけ、その実施状況、とくにいかなる者が参審員に選ばれ、裁判において実際にいかなる役割を果たしているかを現地調査によって明らかにしようとするものである。さらに近年、市民の司法参加を制度化した日本の裁判員制度及び韓国の国民参与裁判制度との比較法的考察を基礎に、中国における司法民主の理論について批判的な検討を加え、今次の制度改革が急進展した動因を探ろうとする。本論文は全6章から構成され、各章は以下のような内容からなる。

序章では、研究の背景と本稿の問題意識、解決すべき課題、既往の先行研究の概要、本研究の意義等を明示する。第1章では、1932年から今回の制度改革を行い始めた2005年にかけての制度の前史を三つの段階に分けて、各時期の制度の概要を整理する。第2章では、2005年改革が始まるまでの学界における人民参審制度の存廃にかかわる議論状況を整理する。第3章では、「決定」が最高人民法院によって草案される経緯、法的な意義を有する決定として採択されるまでの立法経緯を略述する。さらに、「決定」が既存の法律をいかに変更したかを明らかにする。ついで、「決定」採択後、具体的な実施のために、最高人民法院および各高級人民法院が制定した通達の概要を整理し、改革後の制度の輪郭を明らかにする。第4章では、制度の実施状況について文字資料及び筆者の現地での実態調査をもとに、明らかにしており、本章は本稿のもっともオリジナルな部分となっている。内モンゴル自治区および重慶市、湖北省、広東省、上海市の基層法院、中級法院でのフィールド調査で得たデータ、裁判官に対するインタビュー、参審員へのアンケート結果を踏まえて、各レベルの人民法院における人民参審員の数、職業、制度を適用した事件数、参審率をそれぞれ明らかにし、今時の改革の効果を明らかにした。最後に、運用実態を踏まえて、制度実施における問題とその問題が生じる原因を検討している。結論的には、各地の法院で選ばれている参審員は政治的なエリート層が大多数を占めており、けっして一般の市民による司法参加にはなっていないこと、参審員が裁判に参加しても評議においてはほとんど発言することもなく、実質的な役割を果たせていないことを明らかにしている。第5章では、制度構造と実施状況において人民参審員制度が、日本と韓国における司法の市民参加制度と異なる特徴を明らかにし、比較検討を行う。さらに、制度改革以降、学者が提出したさらなる制度改革案を概観し、最高人民法院に高く評価された「呉中モデル」を基礎に、現在の制度改革の到達点を究明し、今次の制度改革のねらいが「司法の党化」および「民主的正統性の調達」を目指すことにあったとの結論を示

す。

本稿が到達した結論は以下のようなものである。人民参審制度改革の本質は、裁判官の人手不足を参審員によって埋めようとすることを直接的な動機としながらも、政治制度な民主参加の不在を補うために、司法という場で民主的な演出を行うことによって、共産党統治の正統性を調達する道具として活用しようとするところにある。

中国の人民参審制度については日本でも裁判員制度が始まったこと、近年、改革が行われ制度の活性化が見られることから、学界での関心も高く、いくつか研究成果も出ている。そうしたなか本稿の優れた点は、内モンゴル自治区、重慶市、湖北省、広東省、上海市といった各地の法院での調査データを用いて、実態を明らかにしている点である。これによれば、中国の人民参審員はけっして普通の市民ではなく、多くの場合、「政治エリート」とも言うべき共産党や政府機関（あるいはそれに近い機関）に所属する（ないししていた）人物が選ばれていること、民事、刑事、行政など訴訟の類別を問わず多くの事件で参審員が参加するようになってはいるが、審理においては参審員が実質的な役割を果たしているとは言えないとされる。つまり、参審率（すべての第1審事件に対する参審制度の適用の割合）が上がっていることは、必ずしも実質的に制度の形骸化を解決するものにはなっていないことを明らかにしている。法院ごとに選出されている参審員の名簿を入手し、具体的な分析を行うなど、外国人研究者にはなしえないオリジナルな検討を行っており、これが本稿の最大の貢献となっている。

第2に、2005年になってなぜ急に改革が行われ、制度の再活性化が図られたのか、その動因を理論的に分析している点である。裁判への市民の参加は一種の直接民主主義的な政治制度として、政治制度全般の民主的要素の欠如を補い、政権の正当性獲得に貢献するものとして注目された経緯が鋭く指摘されている。経済発展にだけ依存する政治体制をより安定化させるという意図のもと、いわゆる「司法民主」なるものへの注目が集まったとしている。

他方でいくつか欠点もなお存在している。日本および韓国の市民の司法参加制度との比較を行っているが、残念ながら、その結果が中国の制度の特徴析出には必ずしも生かされておらず、平面的な対比に終わっている。また、日本語の表現には不正確ないし意味の取りにくい部分がかなり残っているし、記述の繰り返しも多く、文章としての完成度においてはなお改善の余地がある。

しかし、上述のようなオリジナリティある分析に成功しており、人民参審員制度を知ろうとすれば必読の文献となることは間違いないことを考慮して、審査員全員一致で本論文が博士（法学）を授与されるに値するレベルに達しているとの結論に至った。